

被扶養者の 資格要件

被扶養者の資格要件は、二親等内の親族で「被保険者により主として生計を維持されている」者です（後期高齢者医療制度の被保険者である者は除く）。なお、被保険者の直系尊属、配偶者（内縁関係含む）、子、孫、兄弟姉妹以外の者は、同一世帯に属することが要件になります。「被保険者により主として生計を維持されている」者とは、被扶養者の年間収入が130万円未満（60歳以上または概ね厚生年金保険法による障害年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合は180万円未満）であって、かつ被保険者の年間収入の2分の1未満であることをいいます。

また、被保険者と同一世帯に属していない場合は、被保険者からの援助による収入額（送金額）より少ないこととなっています。

◎口頭、皆様から問合わせの多い被扶養者に関する疑問にお答えします。

Q 被扶養者として認定される要件として「年収130万円未満」とありますが、いつを起算としてみればよいのでしょうか？

A 届出時より先の収入見込で判断します。例えば退職等による届出の場合、退職までの収入から判断するのではなく、退職後の収入見込みによって判断することになります。

Q 配偶者が退職後に雇用保険（失業保険）を受給する予定ですが、被扶養者になりますか？

A 雇用保険の失業等給付（基本手当）の受給開始までの期間については、被扶養者として認定されます。ただし、受給日額が3612円（60歳以上の方は5000円）以上の場合、受給が開始さ

れた日より扶養からはずす手続きが必要となります。（傷病手当金等も同様の扱いとなります）

Q 60歳以上の母が遺族年金を年間200万円受給しています。遺族年金以外の収入がないので、被扶養者として認められますか？

A 税法上、遺族年金・障害年金は課税対象ではありませんが、健康保険では収入とみなします。遺族年金の受給額が180万円を超えておりますので、被扶養者と認定することはできません。また、その他の年金収入等についても180万円未満となります。

Q 夫婦共働きで子どもが生まれました。夫婦どちらの被扶養者になりますか？

被扶養者の資格要件は、二親等内の親族で「被保険者により主として生計を維持されている」者です（後期高齢者医療制度の被保険者である者は除く）。なお、被保険者の直系尊属、配偶者（内縁関係含む）、子、孫、兄弟姉妹以外の者は、同一世帯に属することが要件になります。「被保険者により主として生計を維持されている」者とは、被扶養者の年間収入が130万円未満（60歳以上または概ね厚生年金保険法による障害年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合は180万円未満）であって、かつ被保険者の年間収入の2分の1未満であることをいいます。

また、被保険者と同一世帯に属していない場合は、被保険者からの援助による収入額（送金額）より少ないこととなっています。

A 原則として被扶養者とすべき者の人数にかかわらず、年間収入（当該被扶養者届が提出された日の属する年の前年度分の年間収入）の多いほうの被扶養者になります。なお、年間収入が同程度である場合は、届出により主として生計を維持する者の被扶養者となります。

Q 別居の25歳の子どもが会社を退職して、現在アルバイト収入が月9万円ほどあります。家賃分の6万円を送金していますが、被扶養者になりますか？

A 「主として生計を維持されている」者とは、被保険者と同一世帯に属していない場合は、被扶養者の年間収入が130万円未満であって、かつ、被保険者からの援助による収入額より少ないこととされており、アルバイト収入が被保険者からの援助による収入額（送

金額）を上回ることから被扶養者に認定することはできません。

Q 同居している妻の母が特別養護老人ホームに入居することになりましたが、引き続き被扶養者になりますか？

A 被扶養者の入院とみなし引き続き被扶養者となります。また児童福祉施設についても、同様の扱いとなります。

Q 海外勤務の被保険者が結婚しました。妻は外国籍で無収入です。現地で生活していますが被扶養者にはなれますか？

A 日本国内と同様に被保険者により主として生計を維持されていることにより、被扶養者と認定されます。なお、外国籍の場合は、姓が異なる者であっても事業主の確認によって、配偶者として認定されます。

